

新型コロナウイルス感染に関するお知らせ

[第3報]

2月4日付の発信[第1報]及び2月7日付の発信[第2報]にて通所事業所の休業を通知致しましたが、陽性者の療養状況や新規感染者の発生もなく開所に向け目途が立って参りましたので、2月18日(金)より通所事業所を開所させていただきます。当初2月13日(日)までの休業を考えていましたが、利用者の皆様の安全安心を第一として開所に向けての準備を徹底する為、休業を延長することにしました。

栃木県内もまん延防止等重点措置が未だに適用になっています。今回の事象を経験として受け止め、更なる感染対策を講じながら支援に努めて参りますので、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和4年2月14日
社会福祉法人すぎの芽会